「公社債店頭売買参考統計値発表制度」の見直し(検討メモ)(案)

平成 21 年 12 月 24 日

主な項目	具体的措置(案)	(参考)過去の検討状況等
1 .各社が算出する売買参	・ 過去に社債の引受主幹事となり、一	最低報告協会員数 5 社を下回る銘柄が生じる。
考統計値の信頼性の向	定額以上の引受実績・売買実績がある	現在、売買参考統計値の精緻性の担保や恣意性の排除の観点から、最低報
上	証券会社を指定報告協会員とする。	告協会員数を5社とし、この場合上下1社を除いた3社の気配値で平均値、
	(参考)社債の報告協会員 14社	中央値、最高値、最低値を算出・公表しているが、どのように考えるか。
2 .指定報告協会員の報告	指定報告協会員から協会への報告	協会の公表時刻(午後5時30分)についてどう考えるか。
時限の繰り下げ	時限(午後4時30分)を繰り下げる。	協会の公表時刻の繰下げについては、これまで、利用者(機関投資家、投
	(銘柄数が多く、短時間で報告数値を算	信、協会員等)から反対意見が多かった。
	出、報告するには難しい状況にある。)	
	報告内容の簡素化	
3 .指定報告協会員の拡大		
(社数、範囲等)		
4.発表銘柄数の拡大(低	・ 指定報告協会員が5社未満であって	上記 1 参照。
格付債等)	も、その旨をアナウンスした上で売買	個人向け社債等の店頭気配情報と同様に、指定報告協会員各社の気配値の
	参考統計値、気配値を公表する。	公表について、どう考えるか。
5 . その他		